



「男女共同参画」って何だろう、と考えたことがありますか？人それぞれには違いがあります。みなさんは、みなさんにとってオンラインワンの人生、自分なりのユニークな人生を歩むための何かを見つ

けるために、大学に入学したのだと思います。自分らしい人生は、多くの場合、どのような仕事をどのようにするかということと深く関係しています。その仕事をしようとするとき、あるいは、しているときに、男だから、とか、女だから、という理由によって差別される

ことがない、あるいは、不利になることがない、すなわち、男女を問わず「機会均等」であり、「適材適所」であることが「男女共同参画」です。男女には、性差に基づく身体上の違いがあります。でも、知力や学力や創造力や企画力などの基本的能力に、性差に基づく違いはありません。あるのは、個人差に基づく違いだけです。

女のくせに・・・とか、男のくせに・・・という「枕詞」が使われたら、どうして？と聞き返してください。日本には、社会における男女の役割分担のような考え方があり、残念ながら、それらが人々の行動規範となっていることが、いまだに多いように感じられます。大学は何をするところでしょうか。これから長い人生を歩むうえで必要なことを学ぶところ、です。自分が自分の人生の主役である、とい

うことは、他のみんながそれらの人生の主役であることを尊重しろ、ということ、です。そのような社会生活を営むうえで必要な考え方や知識を身につけていただきたいと思います。

広島大学では、平成十八年十月の広島大学男女共同参画宣言に基づいて、さまざまな取り組みを進めています。広島大学のホームページ(HIP)に「男女共同参画」のページがありますので、ぜひ、ご覧ください。教職員むけだけでなく、学生さんむけの情報も掲載してあります。広島大学男女共同参画宣言の全文も、男女共同参画のHIPに掲載してあります。

広島大学男女共同参画宣言は、広島大学が男女共同参画基本計画(第1次)の趣旨を十分に踏まえて、次の六項目の基本方針を基に男女共同参画を推進し、男女共同参画社会の構築に積極的に寄与することを宣言したものです。

一 教育・研究・就業の場における男女平等の推進
二 性別に基づく差別や排除を助長する制度・慣行の見直し・改善
三 大学運営における意思決定への男女共同参画の推進
四 家庭生活と教育・研究・就業とを両立させるための男女への支援
五 地域社会・国際社会との連携を通じての男女共同参画の推進

ここで、少し説明を加えておきます。まず、男女共同参画基本計画(第1次)についてですが、これは、平成十七年十一月に閣議決定したものです。これも男女共同参画HIPからリンクしてありますので、ご覧になってください。そのポイントとしては、二〇

六 男女共同参画の啓発活動と教育研究の推進

次に、積極的改善措置(ポジティブアクション)について説明します。これは、男女間の格差を改善するため必要

な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、当該機会を積極的に提供すること、と定義されています。つまり、男女の人口比は半々なのだから、社会を構成するあらゆる職種において、男女比が極端に違う場合は、その比が半々に近づくまでは、その少ない方を積極的に採用すべき、という意味です。遊差別であり違法だ、と誤解されることがありますが、そうではありません。「積極的改善措置」は、平成十九年四月一日施行の改正男女雇用機会均等法第八条において、男女の均等な機会確保の支障となっている事情を改善するため、として肯定されています。

「男女共同参画」は、女性優遇を目的としているのでは決してありません。広島大学では、構成員が性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を發揮し、また、より高めあえる職場環境・教育環境にする

ことを目的として、男女共同参画に取り組んでいます。特に大学において、機会均等・適材適所の職場環境を構築すること、そのような意識を持つこと、そのような意識のもとで次世代を育成することは、非常に重要なことです。社会に出て指導的な立場になる人材を育てるのが大学だからです。

広島大学生の中の女性の割合は全国の国立大学法人の平均より少し高く、どの学部・研究科でも、二割から四割です。つまり、次代を担う人材は、どの分野でも男女比が半々に近づいています。ところが、広島大学の教員における女性の占める割合は、一割程度にすぎません。このように非常に低い女性教員の割合を増やすための「積極的改善措置」を、広島大学でも進めています。

広島大学では、上記の広島大学男女共同参画宣言の六項目の基本方針を基に、平成十九年度から平成二十一年度までの四年間の男女共同参画の行動の目標と行動計画をたてました。それは男女共同参画HIPに掲載してありますので、ご覧ください。また、男女共同参画と関連した授業科目の一覧表もそのHIPに掲載してありますので、ぜひ参考にしてください。

広島大学におけるこれまでの主な取組みは、次のとおりです。

○男女共同参画推進委員会の設置(平成十九年二月)
○広島大学女性研究支援プログラム(プロジェクト)研究センター(CAPWR)の設置(平成十九年二月)
○平成十九年度科学技術振興調整費「女性研究支援モデル育成」に広島大学の「リーダーシップを育む広大型女性研究者支援が採択される(平成十九年五月)」
○男女共同参画担当学長補佐(のちに副理事に職名変更)を新設(平成十九年五月)

○男女共同参画HIPの開設(平成十九年六月)
○教員公募書にポジティブアクションを記載(同等と認められた場合は女性を採用)(平成十九年九月)

○女性研究者奨励賞の設置(平成十九年十一月)

○第一回男女共同参画シンポジウム「女性が活躍する広島大学—その環境づくりに向けて—」を開催(平成十九年十一月四日)

○第一回CAPWRセミナー「大学で女性を育てるか—リンダ・ウエルズ学部長(ボストン大学)との日米対話—」(平成二十年一月七日)

○広島大学ひまわり保育園(東広島キャンパス)の開園(平成二十年三月)

○男女共同参画推進室の設置(平成二十年四月一日)

男女共同参画は、女性優遇の推進ではありません。女性だからといって甘やかされるものではなく、自分自身の性別にかかわらず、自分の能力を伸ばし、そして、それを生かしていくことができるような大学生活を、ぜひ、お

うってください。

副理事/理学研究科 相田美砂子

学園ひろば 第23回 「男女共同参画って!?!」 副理事/理学研究科 相田美砂子

二〇一〇年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組みを推進、各分野で「積極的改善措置」に自主的に取り組むことを奨励、二〇一五年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消等があげられています。二〇一〇(平成二十一年度)に、基本計画全体について見直しを行うことになっていま